

第1回 水素等規格委員会 貯槽分科会

議事次第

1. 日時 2024年11月11日(月) 10:00~12:00
2. 場所 特別民間法人高圧ガス保安協会 会議室1
WEB会議システム 併用
3. 議事
 - (1) 貯槽分科会の委員紹介(副主査の指名を含む。)
 - (2) 水素等規格委員会 貯槽分科会の趣旨説明
 - (3) 水素等に係る貯槽規格の意見交換
 - (4) その他
4. 配布資料
 - 資料1 水素等設計規格委員会 貯槽分科会 委員名簿
 - 資料2 水素等規格委員会 貯槽分科会
 - 資料3-1 水素等に係る貯槽規格の意見交換
 - 資料3-2 NEDO事業(大型液化水素貯槽からの大量漏洩・拡散等の拡散シミュレーション手法の開発及び設置基準の整備に向けた調査研究)
 - 資料3-3 液化水素基地の設計における安全要件に関する国際規格開発(川崎重工業株式会社)
 - 資料4 事務連絡

 - 参考1 水素等規格委員会 委員名簿
 - 参考2 高圧ガス保安協会定款(抜粋)
 - 参考3 高圧ガス保安協会規格委員会規程
 - 参考4 技術基準作成基本方針
 - 参考5 技術基準策定手順書(水素等規格委員会)
 - 参考6 技術基準整備3ヶ年計画(2024~2026年度)(抜粋)
 - 参考7 「大型液化水素貯槽実現に向けた極低温・水素環境下材料信頼性評価法確立および社会受容のための実大試験」並びに「液化水素貯槽の大型化に関する研究開発」事業概要

委員等倫理心得

委員等は、以下の事項を遵守しなくてはならない。

(専門性の保持)

第1条 委員等は、自己の専門的知識と技術的良心に基づいて技術基準の作成に貢献すると共に、専門分野の技術力向上に絶えず努めなければならない。

(中立性の確保)

第2条 委員等は、公共の安全の確保を最優先に考えなければならない。

2 委員等は、専門家として中立的立場で行動し、関係者の利害関係の相反の回避に努めなければならない。

(秘密保持義務等)

第3条 委員等又は委員等にあった者は、技術基準の作成に関して知得した秘密を漏らしたり盗用したりしてはならない。また、それらの秘密を個人的な目的のために使用してはならない。

2 委員等は、各々の委員会等の承認なしに委員会等の名称を使い、委員会等の意見を公表してはならない。

(品位の保持)

第4条 委員等は、強い責任感をもって、その名誉を汚す行為を慎まなくてはならない。